

今後の水環境保全の在り方について

(中間取りまとめ案の概要)

良好な水環境(目標)

【水質】

人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の上で望ましい質が維持されること。

【水量】

平常時において、適切な水量が維持されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

【水生生物等】

人と豊かで多様な水生生物等との共生がなされること。

【水辺地】

人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

水環境保全の目標

人の健康の保護に関する環境基準

- ・直ちに排水規制を行う必要はないが、モニタリングを行う必要のある項目について環境基準とすることを検討
- ・リスク管理の推進、評価手法の検討等

生活環境の保全に関する環境基準

- 実態を適確に表す指標の検討
- ・BOD/CODを補完する指標
- ・有効な衛生指標(大腸菌等)
- ・DO、SS等の評価方法
- 水生生物保全のための基準追加・類型指定等

かつての水環境(昭和30年代頃)～激甚な水質汚濁問題の発生～
→ 旧水質二法などの水環境行政の展開

時代の変化、
背景・要因

・人口増加 ・高度経済成長 ・都市化の進展
・工場排水から都市生活排水による水質汚濁

・人口減少 ・少子高齢化 ・低経済成長
・産業構造の変化 ・国民意識の変化
・環境問題の多様化 ・地球温暖化

法制度面での対応等
各種の取組

- ・水濁法に基づく排水規制
- ・浄化槽、下水道整備など排水処理施設の普及 等

現状における課題

水質事故の増加

閉鎖性水域の水質改善の遅れ

河川流量の減少と水質及び土砂移動への支障

希薄な人と水とのふれあい

地下水・土壌の汚染

水圏生態系・生物多様性の劣化

海岸漂着物、海洋ゴミ

気候変動による影響

早急に対応

事業者の不適正事案への対応

事業者の測定データ改ざん等に対し罰則を設けるなどの法制度の整備、事業者の自主的かつ継続的な取組の推進 等

水質事故への対応

事故時の措置の対象物質、対象施設の拡大等による水質事故への対応の迅速化 等

閉鎖性水域における水質改善

水質保全目標の検討と汚濁や物質循環メカニズムの解明、新たな水質保全対策の検討 等

新たな排水管理手法の導入

バイオアッセイを利用した排水管理手法などの研究やPRTR情報の積極的な活用 等

未規制小規模事業場や面源負荷への対応

集中的な浄化槽設置や下水道接続の促進、事業者の自主的な取組の支援 等

地下水・土壌汚染の未然防止対策

汚染実態(構造・管理上の問題点等)の解明と効果的な未然防止対策の在り方の検討 等

海岸も含めた海洋環境の保全

海洋汚染の防止、海岸漂着物の処理推進、バラスト水の処理 等

世界の水問題解決への国際貢献

気候変動への対応

モニタリング体制及び影響予測手法の開発、影響への適応策の検討

水環境モニタリングとデータの蓄積

関係省庁と連携したモニタリングとデータの蓄積、共有プラットフォームの構築

統合的な環境管理

施策のマネジメントサイクルの確立

さらに検討を重ねて、平成22年秋を目途に最終取りまとめ